

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

【平成30年度青森県人事委員会勧告による給与改定等】

1 改正趣旨

現下の経済・社会情勢を反映した青森県人事委員会勧告（平成30年10月11日実施）に基づく青森県及び青森市の対応に準じ、本学においても適切に給与改定を行うため所要の改正を行うもの。

2 給与改定のポイント

- (1) 給料表について、若年層に重点を置き、平均改定率0.17%の引き上げ。
- (2) 勤勉手当の支給月数について、0.05月の引き上げ。

3 具体的な規程の改正内容

番号	規程名	改正内容
1		・ 給料表の引き上げ。〈別表第1及び別表第2〉 (例) 事務職員 1-1 142,600円⇒144,100円 (+1,500円) 教員職員 1-1 273,900円⇒275,300円 (+1,400円)
2	公立大学法人青森公立大学職員給与規程	・ 勤勉手当の12月支給月数を85/100から90/100へ引き上げ(5/100増額)。〈第26条〉 ※平成31年度は、 ①期末手当 6月期：125/100、12月期：125/100 ②勤勉手当 6月期：87.5/100、12月期：87.5/100と平準化。
(参考) 3	公立大学法人青森公立大学職員 の期末手当及び勤勉手当に関する細則	・ 上記2②に伴い、勤勉手当成績率の上限を170/100から175/100へ引き上げ(5/100増額)。〈第18条〉

4 施行期日

- ◆ 決裁日（平成30年12月26日予定）。 ※平成31年度分に係る改正は、平成31年4月1日施行。

5 適用年月日

- ◆ 平成30年4月1日から適用する。 ※上記「(参考)3」は、平成30年12月1日から適用。

6 今後の予定

- ◆ 平成31年1月末で差額を支給予定。